

後援・共催に関する申請ガイド

公益財団法人ウェスレー財団の後援・共催を希望する場合には、次の手続きにより申請してください。

1. 名義の定義

後援：当財団が行事等の趣旨に賛同し、その開催を支援すること。

共催：申請団体等と共同して、行事等の主催者の一員となり、事業の企画、運営に参画すること。

2. 対象団体

行事等の主催者が、次の何れかに該当すること。

- ① 公益法人、民間非営利団体、またはこれらに準ずる団体
- ② 当財団の目的及び事業に該当する活動を行っており、当財団が適当と認めた団体

3. 対象事業

当財団定款第3条（目的）及び第4条（公益事業）に則っていることを基準にし、申請事業内容及び公益性を加味し個別に判断します。

4. 支援の内容

後援：当財団の名義使用ができます。また、必要に応じて当財団の会議室利用料金を免除する場合があります。

共催：事業の企画、運営時に当財団からスタッフを派遣するなどの人的な支援を行います。また必要に応じて当財団の会議室利用料金を免除する場合があります。

5. 申請手続き

所定の申請書に必要事項を記入し、事業実施の30日前までに当財団宛に送付してください（メールや持参など、郵送以外での申請は認められません）。

6. 承認

申請書に基づき随時承認を行い、速やかに承認の可否をEメールにて連絡します。ただし、会議室利用や人的支援の必要がある場合には、申請後に協議の上決定することがあります。

7. 実施報告

後援・共催事業の実施後、1週間以内に関連資料と共に「後援・共催報告書」を提出してください。

8. 承認の条件

下記の事項を承認の条件とします。

- ① 名義の使用を承認した事業の実施に関する一切の責任は、名義の使用承認を受けたものが負う。
- ② 当財団から後援・共催を受けていることを、当財団のロゴとともにプログラムや開催要項などに必ず表示する。
- ③ 承認名義は、承認事業以外に使用しない。
- ④ 承認事業の内容の変更があった場合には、速やかに当財団に報告し承認を得る。
- ⑤ 承認事業を中止する場合には、速やかに当財団に報告する。

連絡・申請書送付先

〒107-0062 東京都港区南青山 6-10-11 ウェスレーセンター301 電話 03-6427-4696
ウェスレー財団 後援・共催事業係

以上

2016年2月19日